

警報等の発令時における登校について (R6.10 月変更)

通常の登校時刻において、気象庁からの防災気象情報のうち、次のものが発令されている場合は登校しないで自宅待機すること。なお解除されたら、補足2の指示に従うこと。

情報： 特別警報、警報のいずれか

地域： 井笠地域(※)のすべてまたは一部

(※) 井笠地域： 笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【補足】

1 特例として、警報が発令されていなくても状況判断により臨時休業とする場合等は、校支援・クラスルーム・ホームページでお知らせする。

2 警報が解除された時刻によって、次のような対応とする。

解除時間	対 応
6:30以前	予定通り、授業・補習・模試等を行う。
6:30～	解除後2時間のちに授業・補習・模試等を行う。
10:30以後	臨時休業（登校禁止）とする。

3 登校途中に警報が発令された場合は、安全を考えて帰宅するか、登校するかを判断すること。

4 在校時間中に警報が発令された場合は、安全を考えて学校が判断し、対応を決定する。

5 警報が発令されていなくても、以下の場合は学校へ連絡のうえ、登校しなくてよい。

- ・自宅の被害が著しい場合
- ・道路や橋の損壊・浸水などで危険な場合
- ・交通機関（JR・バス・船舶）が運休し、登校が困難な場合
- ・自治体からの避難情報として「緊急安全確保」「避難指示」が、井笠地域のすべてまたは一部に発令されており、危険な場合

＜JR山陽本線・井笠バスの運休時における登校について＞

※通常の授業日：警報が発令されていなければ、原則として授業は通常通り行う。

- ・通学にJR・バスを利用している生徒

学校に連絡を入れたうえ（校支援で可）、運転が再開されるまで自宅待機をしてかまわない。運転が再開され次第登校すること。（各社のホームページで確認）

- ・通学にJR・バスを利用していない生徒

通常通り登校すること。

※定期・課題考査・実力テスト：警報が発令されていなくても、全員、自宅待機とする。

その後の指示は8時40分以降に校支援・クラスルーム・ホームページでお知らせする。

弾道ミサイルが飛来した場合等の登校に関する注意

1 弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合

本県への影響の有無に関わらず、安全が確認されるまで臨時休業とする。

なお、安全の確認については県教育委員会で行われ、学校に伝達される。その後の授業再開等の連絡は、本校ホームページ等で行う。また、既に登校している生徒については学校に待機させて、県教育委員会からの連絡を待つて対応する。

2 本県においてJアラートが作動した場合(上記1の場合を除く)

登校前の場合は自宅待機とし、登下校中または学校等で活動している場合は、下記の【避難行動】を参照に行動をとり、Jアラートを通じて「日本の領土・領海の上空を通過した」または「日本の領海外の海域に落下した」旨の情報が伝達されるまで自宅待機や避難行動を継続させる。

【避難行動】

○屋外にいる場合

- ・近くの建物（頑丈な建物が望ましい）の中や、地下に避難する。
- ・物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

○屋内にいる場合

- ・窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。